

特定商取引法に基づく契約書面

特定商取引法第42条第1項に基づき、以下の通り契約を説明します。この書面が適用されるには、サービスの提供期間が2か月を超えること、支払総額が5万円を超えること、契約者が日本国内在住であること、契約が事業間取引に該当しないこと、以上のすべての条件が満たされた場合のみです。

事業者および役務	
役務提供事業者	株式会社 EdulinX 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-12-1 パークウェストビル 4F TEL: 03-3348-2033 FAX: 03-3348-2034 代表取締役社長 ピーター A. オワーンス
役務の内容	インターネットとデジタル機器を使用した英語学習コンテンツの提供
役務提供期間	開講登録時に画面に表示される開講日から終了日まで、もしくはお申込みの際に参照された講座概要（紙資料／データなど全ての媒体を含む）に明示されている開講日から終了日までのいずれか
役務の対価	開講登録時に画面に表示される税込価格（複数講座を同時に申込みの際は、合計税込価格が表示されます）、もしくはお申込みの際に参照された講座概要（紙資料／データなど全ての媒体を含む）に明示されている税込価格のいずれか
サービス開始時期	申し込み画面から登録が完了し、レッスンが受講可能になった時点、EdulinX が登録用キーを契約者に送付し、レッスンが受講可能になった時点のいずれか
支払時期	サービス開始前もしくはサービス開始後から1週間以内（支払方法によって異なります）
支払方法	クレジットカード決済、コンビニエンスストアでの支払い、販売代理店が定める支払方法のいずれか

クーリング・オフについて

当該契約に関する書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、このクーリング・オフ期間中にお客様は事業者に対して、書面により当該契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。その場合、すでに支払われた金額の全額を無条件で速やかに返金致します。

事業者による不実告知または威迫行為があった場合は、改めて当該契約に関する書面を受け取った日から8日を超えるまでいつでもクーリング・オフができます。

サービスの提供開始前後に関わらず、事業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することはできません。

クーリング・オフの効力は契約解除の書面を事業者に送付した時点から発生します。

クーリング・オフするには、契約解除の書面を事業者宛に郵送もしくは FAX で送付します。契約解除の書面は、所定の書面を使用するか、所定の書面で必要とされる情報を記載した書面を使用します。

クーリング・オフに必要な情報は以下の所定の書面に記載されています。

http://www.reallyenglish.co.jp/document/cancellation_ja.pdf

中途解約について

上記のクーリング・オフ期間経過後には、将来に向かって中途解約ができます。

中途解約の場合は、違約金が発生します。中途解約によって通常生ずる損害の額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額を、事業者が請求することはありません。

すでに提供されたサービスがある場合は、次のように提供済みサービスの対価を計算し、支払い済みの対価と提供済みサービスの対価の差額を返金します。すでに提供されたサービスの対価は、支払総額をサービス提供期間で割った 1 日当たりの単価に提供日数を掛けた金額です。

違約金の金額は、支払総額から提供済みサービスの対価の差額を引いた金額の 20%、もしくは 50,000 円のいずれか低い金額です。

中途解約するには、契約解除の書面を事業者宛に郵送もしくは FAX で送付します。契約解除の書面は、所定の書面を使用するか、所定の書面で必要とされる情報を記載した書面を使用します。

中途解約に必要な情報は所定の書面に記載されています。

クレジットカード払いの場合は、購入した商品の販売につき弊社に対して生じている事由をもって、クレジットカード会社に対して対抗することができます（割賦販売法に基づく抗弁権の接続）。

前受け金の保全措置は講じておりません。